株式会社 みなと銀行

## 法人向けインターネットバンキングに係る 預金等の不正な払戻被害への対応について

株式会社 みなと銀行(頭取 尾野 俊二)では、平成26年7月17日付全国銀行協会の申合せ(「法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」、以下「申合せ」)を踏まえ、当行所定の利用方法に従ってご利用いただいているにも関わらず、法人向けインターネットバンキング(サービス名:みなとビジネスWeb)により預金を不正に払い戻される被害に遭われた法人のお客さまに対し、補償を検討させていただくことといたしました。

具体的な補償内容につきましては、お客さまそれぞれのご利用状況やセキュリティ対策の状況により、被害の事情が異なることが想定されますので、こうした状況を具体的にお伺いした上で、上記「申合せ」の趣旨を踏まえ、個別に検討させていただきます。

現在弊行では、法人向けインターネットバンキングに関し、ワンタイムパスワード(ソフトトークン)の無償提供などの被害防止策に取り組んでおりますが、お客さまにおかれましても、ご預金を不正な払戻しから守るため、上記「申合せ」によるセキュリティ対策事例(別紙)もご参考に、セキュリティ強化の対応をお願いいたします。

なお、インターネットバンキングに係る預金等の不正な払戻被害に遭われた場合は、直ちに お取引店までご連絡をお願いいたします。

> 【本資料に関するお問い合わせ先】 企画部 広報室 藤井 TEL078-333-3247

【ご利用者さまのお問い合わせ先】 みなとビジネスWebヘルプデスク TEL 0120-45-5072 (通話料無料)

受付時間9:00~18:00 (銀行休業日を除く月~金曜日)

以上

## 1. 法人のお客さまに実施していただくセキュリティ対策

- (1) 弊行が導入しているセキュリティ対策を着実に実施していただくこと
- (2) インターネットバンキングで使用するパソコンに関し、インストールされている基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等の各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと
- (3) パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限 が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を止めていただくこと
- (4) パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したう えで、インターネットバンキングを利用していただくこと
- (5) インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に変更していただくこと
- (6) 電子証明書をご利用されているお客さまは、必ず弊行が指定した正規の手順でご利用いただくこと

## 2. 法人のお客さまに推奨するセキュリティ対策

- (1) 「電子証明書」や「ワンタイムパスワード(ソフトトークン)」の導入、「当日都 度振込」の利用停止など、セキュリティ強化策を実施していただくこと
- (2) インターネット接続時のパソコンの利用目的は、可能な限りインターネットバンキングに限定していただくこと
- (3) パソコンや無線 LANのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断して いただくこと
- (4) 取引の申請者と承認者とで異なるパソコンを利用していただくこと
- (5) 振込・払戻し等の限度額は、必要な範囲内でできるだけ低く設定していただくこと
- (6) 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的 に確認していただくこと

## 3. 補償の減額となるかまたは補償の対象とならない主な場合

- (1) 上記1の「法人のお客さまに実施していただくセキュリティ対策」を実施されていない場合
- (2) 身に覚えのない残高変動や不正取引が発生した場合に、一定期間内に弊行へ通報いただけなかった場合
- (3) 不正取引発生後の一定期間内に警察へ通報いただけなかった場合
- (4) 不正取引発生後、弊行による調査および警察による捜査へ協力いただけなかった場合
- (5) お客さまがインターネットバンキングを日本国外でご利用されている場合
- (6) お客さまの使用人、ご家族自らの行為、または加担し 盗用によって生じた損害の場合
- (7) 天変地異等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害 の場合
- (8) その他お客さまに故意または重大な過失があると考えられるような事象が認められた場合
- (※) 上記1.2.3は、主に平成26年7月17日付全国銀行協会「法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」による